費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者が認定事業者（再エネ特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再エネ特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条、第十六条及び第二十四条において同じ。）、他社購入送電費、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一、様式第二及び様式第五中「（再エネ特措法交付金相当額を除く。）」を削る。

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第七条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係）　事業者に係る部門別収支配分基準	**別表第１**（第２条関係）　事業者に係る部門別収支配分基準
１．・２．　［略］	１．・２．　［略］
３．　［略］	３．　［略］
（１）　［略］	（１）　［略］
電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。）　―一般需要部門	電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　―一般需要部門
［削る］	電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　―一般需要部門
電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　―一般需要部門	［削る］
［削る］	電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門
［削る］	再エネ特措法交付金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下この３．において「再エネ特措法施行規則」という。）第21条第２号に掲げる額（以下「インバランスリスク料相当額」という。）であって、認定事業者（再エネ特措法第２条第５項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の求めに